

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

24年度「国民年金保険料免除の申請」は7月1日からです!!

免除期間は、平成24年7月から25年6月までの1年間です。

前年度に全額免除・若年者納付猶予を承認されて継続となった方は、引き続き継続の審査がなされます。ただし、所得により全額免除・若年者納付猶予に該当しなくなったときはあらたに申請が必要です。(失業などの事由の場合や、一部納付は毎年の申請が必要です。)

- 持参するもの
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ・印鑑
 - ・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写しなど
(失業などの事由の場合)

■免除となる所得(収入)のめやす

	単身世帯	2人世帯(夫婦のみ)	4人世帯(夫婦・子2人、いずれも16歳未満)
全額免除	57万円(122万円)	92万円(157万円)	162万円(257万円)
4分の3免除	93万円(158万円)	142万円(229万円)	230万円(354万円)
半額免除	141万円(227万円)	195万円(304万円)	282万円(420万円)
4分の1免除	189万円(296万円)	247万円(376万円)	335万円(486万円)

※所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要です。
※社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。

■保険料(月額)

全額免除		0円
4分の3免除	4分の1納付	3,750円
半額免除	半額納付	7,490円
4分の1免除	4分の3納付	11,240円
全額納付		14,980円

※承認を受けても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。
納め忘れると未納扱いとなってしまいますのでご注意ください。

ねんきん出張相談所開設のお知らせ

むつ年金事務所の職員が年金相談や納付相談に対応しますので、ご自分の年金について確認したいことや相談したいことがある方は、年金手帳などを持参のうえ、この機会を是非ご利用ください。

◎開設日 7月25日(水) ◎場所 アルサス2階会議室 ◎時間 午前10時～午後3時
【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)
住民・環境部門 担当:七戸

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

～ 後期高齢者医療制度のお知らせ ～

◎「後期高齢者医療限度額適用・標準負担限度額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担限度額認定証」は、平成24年7月31日が有効期限ですが、平成23年中の所得状況などにより、平成24年度も引き続き認定される方には、新しい認定証(有効期限は平成25年7月31日まで)が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

◎医療機関などの窓口負担および保険料の減免などについて

天災その他特別な事情で、医療機関などの窓口負担や、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免などを受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

◎東日本大震災で被災された被保険者の方へ

申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

平成23年度に保険料の減免を受けた方で平成24年度も引き続き減免の要件に該当する場合についても、改めて申請が必要となりますので、詳しくは下記担当までご相談ください。

【お問合せ】国保・後期高齢医療担当:東出